

ねんきん 通信

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金に加入しましょう

公的年金には、国民年金、厚生年金、共済組合の年金などがあり、このうち国民年金には外国人を含む日本に住む20歳から60歳になるまでのすべての方が加入し、共通の基礎年金が支給されるようになっています。

また、会社などに勤めている方は、同時に厚生年金（会社員）や共済組合（公務員など）も加入することになり、年金を受け取る時は基礎年金に上乗せされた年金が受けられます。

基礎年金	厚生年金・共済組合
全国民が加入する年金 年金制度の基礎となっている部分です	職場をとおして加入する年金で、 基礎年金に上乗せされます

◇義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

◇加入の種類・手続き

加入者は、職業などによって3グループに分かれ、加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入する方	学生、フリーター、自営業、無職の方などで、20歳以上60歳未満の方	厚生年金の加入者（会社員）、共済組合の組合員（公務員）	厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の妻（夫）
加入手続	市町村の国民年金窓口へ行き、手続きを行います。	勤務先が手続きを行います。厚生年金や共済組合などに加入すると、同時に国民年金も加入することになります。	第2号被保険者の勤務先で手続きを行います。
保険料	自分で納めます。 【平成24年度の保険料額は月額14,980円です】 収入が少なく、保険料納付が困難なときは…「学生納付特例制度」、「若年者納付猶予制度」、「保険料免除制度」があります。（詳しくは下記を御覧下さい）	厚生年金・共済組合の保険料から天引きされますので、それとは別に国民年金保険料を納める必要はありません。	第2号被保険者が加入する制度全体が負担するため、国民年金保険料を自分で納める必要はありません。

◇保険料の猶予・免除

収入がなく保険料を納められない方のために特例制度や免除制度があります。

学生納付特例制度

学生の方で、本人の所得が一定以下で、申請が認められると在学期間中の保険料を後払いできる制度です。

若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定以下で、申請が認められると保険料を後払いできる制度です。

保険料免除制度

20歳以上60歳未満の方で、本人・配偶者及び世帯主の所得が一定以下で、申請が認められると保険料が免除される制度です。（所得に応じて段階的に免除額が設定されています）

※年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることなどを防止するための制度です。

詳しくは、稚内年金事務所（電話0162-32-1941）または町民課保健福祉グループ（電話5-1115 内線160・告知端末機5-8815）にお問い合わせください。